

12月1日(金)～

マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスが始まります

取得できる証明書および手数料

証明書の種類	手数料	取得できる方
住民票の写し	200円	愛西市に住民登録がある方およびその同一世帯の方
印鑑登録証明書	200円	愛西市で印鑑登録をしている方

利用可能店舗

全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、ミニストップ など
※多機能端末機(マルチコピー機)が設置されている店舗に限られます。

利用できる時間

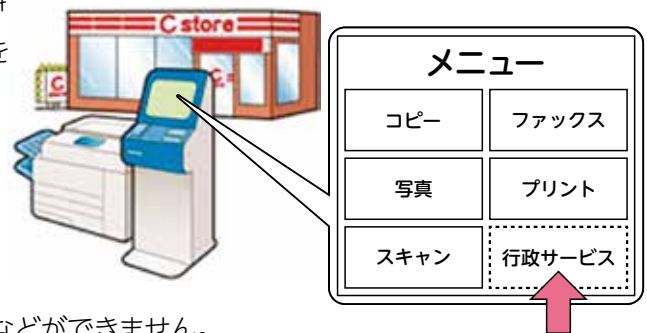
午前6時30分～午後11時
※システムメンテナンス日を除きます。

利用に必要なもの

- ①マイナンバーカード
- ②利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)
- ③手数料

利用方法

マルチコピー機タッチパネル画面の「行政サービス」を選択してください。
所定の場所にマイナンバーカードを置き、利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力して必要な証明書を取得します。
※暗証番号を忘れたときは、市役所または各支所で暗証番号の再設定をしてください。



注意点

コンビニで取得した証明書は、交換や手数料の返金などができません。
住民票の発行制限などの申請をしている場合、コンビニ交付サービスによる証明書の取得はできません。
マイナンバーカードの交付直後や、転入などの住民異動届出を行った直後などは、新しい情報がシステムに反映されるまで時間がかかりますので、日にちを空けてご利用ください。
詳細は市ホームページをご覧ください。

問 市民課 ☎(55)7112 🌐<https://www.city.aisai.lg.jp/>

確定申告の準備はお早めに

●確定申告で所得税が還付される方は1月から申告ができます！

年末調整済みの給与所得のみの方(サラリーマンなど)で、扶養控除の追加や医療費控除、ふるさと納税(寄付金控除)による還付を受けたい方は、1月から還付の確定申告をすることができます。
2月16日からの市の申告会場は非常に混雑しますので、それまでにご自身で申告を行うことをお勧めします(納付申告の場合は2月16日から3月15日まで)。
申告の際は便利な「e-Tax」または郵送で、ご自宅からの申告をお願いいたします。



●今度の確定申告はいつでもどこでもスマホで完結！

マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンとマイナンバーカードがあれば、「e-Tax」を利用して、簡単に確定申告を行うことができます。「e-Tax」にはメリットがいっぱい！
既にほとんどの人がe-Taxで申告をしています。積極的な「e-Tax」のご利用をお願いします。

- ・申告会場まで行って待つ必要なし、24時間いつでも申告可能！
- ・書面申告よりも早期還付！
- ・自動計算なので計算間違いもなし！
- ・還付の申告なら1月からでも可能！

詳細はこちらの二次元コードから➡



●津島税務署(税務署申告会場)で受付の申告

令和4年分以前の確定申告、住宅ローン控除(年数問わず)と他の住宅関係税額控除、分離譲渡所得(土地、家屋、株式など)、個人事業主などで青色決算書や白色収支内訳書が未作成の方や作成の相談をされる方、亡くなられた方の準確定申告、雑損控除、暗号資産、消費税、贈与税、相続税に係る申告については、**津島税務署(税務署申告会場)**での対応となります。市役所申告会場では受け付けできません。

問 税務課 ☎(55)7123